

(2026/8/5)

『実務必携 民事訴訟手続のデジタル化』補遺および正誤表

標記書籍につき、その後の情報のアップデート等を踏まえた補遺を以下に示します。
また、いくつかの誤りがありましたので、訂正の上お詫び申し上げます。

<補遺>※行数は見出しを除く。

番号	頁	行等	該当箇所	読み替え内容
1	10		3つのフェーズのプロセスを示した表のうち、「3」の「内容」記載の「…追って、mintsをTreeeS（新システム）に置き換えていく予定である。2026年5月21日からすべての裁判所において一斉に実現する。」の部分	2026年5月21日からすべての裁判所において一斉に実現した。当初はmintsで運用されるが、2027年1月から名古屋高裁・地裁・簡裁でTreeeSの先行使用が始まり、2028年3月までには全国で使用されることになる。
2	15	6~7	現時点で、TreeeSについては、2027年度中にリリースされることが予告されている。	TreeeSについては、2027年1月から名古屋高裁・地裁・簡裁で先行使用され、2028年3月までには全国で使用される。
3	30	8~9	最大50MB（本書執筆時点）	200MB
4	33	6~7	…具体的な登録方法は未完であるが識別符号規則に基づく登録となるため、	削除
5	33	12~15	…この方法は実装される予定はなく、最高裁が別に定める方法による本人確認（同条2項但書）が予定されている。具体的方法については、まだ明らかにされていないが、運転免許証などの公的な身分証明書を提示する方法が予想される。	弁護士等の士業者については、日弁連発行の身分証明書（令和8年1月29日最高裁判所告示第1号）および所属する弁護士会発行の身分証明書、印鑑証明書その他の当該届出を行う者が弁護士等であることを証明する書面（令和8年3月31日最高裁判所告示第5号）で本人確認を行う。
6	33	22~3	「改正民訴法施行後は、最	日弁連の会員専用サイトに掲載さ

			高裁判所のウェブサイト… …」の「は、」の後に右記の 文言を挿入	れているリンクからアクセスでき る
7	39	コラ ム	コラム1行目の「裁判所で はなく、」、コラム4行目の 「裁判所による」、コラム5 行目の「を経ることなく」、 コラム7行目の冒頭 それぞれ右記のとおり改訂	1行目→削除 4行目→削除 5行目→「がなされ」と改訂 7行目の冒頭に「裁判所による」 と挿入（「裁判所による招待キー の交付には、……」となる）
8	40	9~12	2026年4月30日までは、 最高裁判所で、補助者アカ ountの新規登録の申請を 受け付けている。指定され た申請フォームによる申請 が必要である。	具体的には、日弁連の会員専用サ イト内にリンクがある最高裁判所 のウェブサイト上の登録申請用フ ォームに必要事項を入力して申請 する。
9	41	3	「……複数の親ユーザの補 助者として設定することが できる。」の後に右記一文を 追記	メールの別名（エイリアス）機能 を使うと、実体としては1つのメ ールアドレスで、複数のメールア ドレスを使用でき便利である。
10	60	13	「……ハイフン（-）は区別 がつきにくい、ハイフン はエラーに……」の「が、」 の後に右記文言を挿入	Macの場合は
11	61	コラ ム	コラム最終段落「しかし、 残念ながらこれらの規定 は、裁判所がそれらをして るときに限定されていて、 現時点では法務省とのシス テム接続（いわゆるバック オフィス連携）ができてい ないので、実現していな い。」の部分	現時点では、不動産については不 動産番号を入力すれば登記事項証 明書の提出は不要であるが、法人 番号の方は未だ登記事項証明書の 提出が必要である。
12	68	脚注	脚注2「資格証明書・登記 事項証明書については、将 来的に裁判所と法務局のバ ックオフィス連携が実現し	不動産の登記事項証明書について は不動産番号を入力すれば提出の 必要はない。法人の資格証明書に ついては現時点では提出が必要で

			たら、法人番号・不動産番号の入力により省略できる場合がある（民訴規則 18 条 2 項、52 条の 6 第 6 項）。」	ある。
13	69	10~11	…は合計で 50MB までである（本書執筆時点）。	…は合計で 200MB までである。
14	77	15~16	…「 <u>記録外</u> 」以外の場所にアップロードしたファイルは、…	削除
15	107	9~10	「 <u>主張</u> 」「 <u>証拠</u> 」「 <u>証拠説明書</u> 」を選択して…	削除
16	110	2	容量制限……50MB（本書執筆時点）	容量制限……200MB
17	110	7~10	…民訴規則 2 条 1 項で記名押印すべき書面が訴訟の開始・続行・停止・完結を招くものに限定され、準備書面はそれに含まれないので記名押印は不要となった。ただし、サインインにより記名押印にかわる措置はなされている。	民訴規則 2 条 1 項および民訴規則 52 条の 9 第 1 項により、準備書面のみならず、訴訟の開始・続行・停止・完結を招く書面も含めて、記名押印は不要となった。
18	110	17	……書証原本の取調べが必要な場合は、期日において原本が提出され……の 「は、」の後に右記文言を挿入	証拠説明書では標目に「原本」と記載し、
19	111	1	「…と指定してアップロードする。」の後に右記一文を追加。	証拠説明書では標目に「写し」と記載する。
20	112	10	50MB	200MB
21	112	14	容量制限……50MB（本書執筆時点）	容量制限……200MB
22	114	21	容量制限……50MB（本書執筆時点）	容量制限……200MB
23	115	17~18	……容量は 50MB に制限さ	……容量は 200MB に制限され

			れる（本書執筆時点）。 50MB を超える場合は、D VD 等の媒体で提出する。	る。200MB を超える場合は、D VD 等の媒体で提出する。
24	119	7~9	証明用の電磁的記録につい ては、現時点では具体的な 用途がないが、いずれは市 区町村との連携などがなさ れる日が来るかもしれない。	証明用の電磁的記録は、オンライ ン登記申請等で利用することがで き、当事者は手数料なしでダウン ロードすることができる。

<正誤表>※行数は見出しを除く

番号	頁	行等	誤	正
1	23	16	秘匿届出書面	秘匿 事項 届出書面
2	23	17	改正民訴規則 52 条の 10	改正民訴規則 52 条の 19
3	24	14	改正民訴規則 52 条の 11 第 3 項	改正民訴規則 52 条の 20 第 3 項
4	59	1	応許	応 訴
5	109	2	細約	制 約
6	176		【資料】として掲載してい る「民事裁判書類電子提出 システム利用規約」の 「2026 年 1 月時点」につ いて	編集注 ：2026 年 2 月時点